

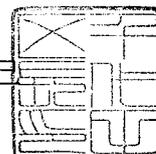
千代田区告示第 32 号

平成 29 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、平成 29 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

平成 29 年 3 月 16 日

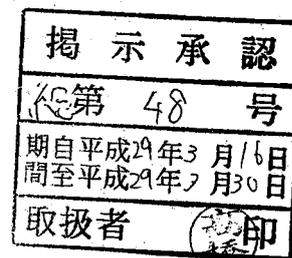
千代田区長 石川 雅己



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額

単位：円（1時間あたり）

No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	2, 402
2	普通作業員	2, 094
3	軽作業員	1, 499
4	造園工	2, 137
5	法面工	2, 732
6	とび工	2, 753
7	石工	2, 742
8	ブロック工	2, 540
9	電工	2, 540
10	鉄筋工	2, 774
11	鉄骨工	2, 593
12	塗装工	2, 848
13	溶接工	3, 050
14	運転手（特殊）	2, 359
15	運転手（一般）	1, 955
16	潜かん工	3, 029
17	潜かん世話役	3, 582
18	さく岩工	2, 869
19	トンネル特殊工	2, 827
20	トンネル作業員	2, 455
21	トンネル世話役	3, 230
22	橋りょう特殊工	3, 029
23	橋りょう塗装工	3, 145
24	橋りょう世話役	3, 464



No.	職 種	賃金下限額
25	土木一般世話役	2,477
26	高級船員	2,933
27	普通船員	2,317
28	潜水士	4,134
29	潜水連絡員	2,848
30	潜水送気員	2,827
31	山林砂防工	2,710
32	軌道工	4,548
33	型わく工	2,625
34	大工	2,583
35	左官	2,784
36	配管工	2,222
37	はつり工	2,529
38	防水工	3,018
39	板金工	2,805
40	タイル工	2,295
41	サッシ工	2,583
42	屋根ふき工	1,556
43	内装工	2,784
44	ガラス工	2,508
45	建具工	2,455
46	ダクト工	2,200
47	保温工	2,232
48	建築ブロック工	2,370
49	設備機械工	2,264
50	交通誘導警備員A	1,478
51	交通誘導警備員B	1,275

(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	967
-------	-----

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	967
-------	-----